七　地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正関係

1　法人の事業税及び地方法人特別税の税率について、以下の措置を講ずることとした。（第二条、第九条及び第一三条関係）

㈠　平成二八年四月一日以後に開始する事業年度に係る資本金一億円超の普通法人の所得割について、標準税率を次のとおりとすることとした。

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の〇・三（改正前一〇〇分の一・六）
所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の〇・五（改正前一〇〇分の二・三）
所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の〇・七（改正前一〇〇分の三・一）

㈡　㈠に伴い、平成二八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税について、付加価値額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人の基準法人所得割額に対する税率を一〇〇分の四一四・二（改正前一〇〇分の九三・五）とすることとした。

2　一の2の㈧に伴い、以下の措置を講ずることとした。（第二条及び第三条関係）

㈠　一の2の㈧の控除の上限を当期の事業税額の一〇〇分の二〇とすることとした。

㈡　基準法人所得割額の計算において、一の2の㈧の税額控除の適用を受けないものとすることとした。

八　地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止関係

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二〇年法律第二五号）は、廃止することとした。

九　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第一四号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の特例等（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律第四条及び第九条関係）

㈠　平成二八年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額四、一〇〇億円、平成二八年度における法定加算額三、四三六億円及び臨時財政対策のための特例加算額二、七四六億九、〇五〇万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額四、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額一、五八四億円、平成二〇年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八二七億三、六五〇万円及び平成二一年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二八年度から平成四二年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額九八三億八、二五〇万円を控除した額とすることとした。

㈡　平成二九年度から平成四三年度までの各年度における地方交付税の総額について、一五億円を加算することとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第六条、第六条の二及び別表関係）

㈠　当分の間の措置として「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」を設けることとした。

㈡　平成二八年度における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けることとした。

㈢　地方における現下の喫緊の重点課題に対応するため、自治体情報システム構造改革推進事業、高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進、森林吸収源対策等の推進に要する経費を措置することとした。

㈣　子ども・子育て支援施策の充実、障害者の自立支援、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実に要する経費の財源を充実することとした。

㈤　住民の生活に直結する公共施設の維持補修に要する経費の財源を充実することとした。

㈥　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

㈦　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

3　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の四関係）

平成二八年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

4　特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

平成二八年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。

5　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一五条関係）

㈠　震災復興特別交付税に充てるため、平成二八年度分の地方交付税の総額に三、四七七億七、四九〇万一、〇〇〇円を加算することとした。

㈡　平成二八年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

㈢　平成二八年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成二八年度中に交付せずに、当該交付しない額から、平成二七年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、平成二八年度に繰り越した震災復興特別交付税の額のうち平成二八年度に交付しない額を控除した額を、平成二九年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

㈣　平成二八年度及び平成二九年度における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けることとした。

㈤　平成二八年度及び平成二九年度における普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けることとした。

㈥　東日本大震災に係る復興事業等の事業の実績等を勘案し、地方公共団体に交付すべき震災復興特別交付税の額を増加し、又は減少すべき額があるときは、当該額を震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額することができることとした。

㈦　㈥の減少すべき額が、当該地方公共団体に交付すべき震災復興特別交付税の額を超過する場合には、総務大臣は当該超過する額を返還させることができることとした。

6　特別交付税制度の改正（地方交付税法第六条の二関係）

地方交付税総額における特別交付税の割合を、四パーセントから六パーセントに改めることとした。

二　地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正関係

地方交付税総額における特別交付税の割合について、平成二八年度においては五パーセント、平成二九年度においては四パーセントとする規定を廃止することとした。（附則第二条関係）